

~~13. 23~~~~押印に代えて識別ラベルを貼付した  
証明書の取扱い~~

~~特許法施行規則等の規定により識別ラベルを使用することができる手続（特例法適用範囲内における手続）において提出する証明書であつて、手続をする者（その者の代理人を含む。）が自らの意思表示によって証明する証明書（代理権を証明する書面、譲渡証書、代表者選定証、持分証明書、同意書等）に届出の印の押印に代えて識別ラベルを貼付して提出した場合は、その識別ラベルに係る識別番号において届け出た印が押印されているものとして取り扱うこととする。~~

~~（理由）~~

~~提出書面の押印については、特許法施行規則第1条第3項（実施規23条1項、意施規19条1項、商施規22条1項及び特例施規61条1項で準用）において「書面には、提出者の氏名又は名称、住所又は居所及び法人にあつては代表者の氏名を記載し、印を押さなければならない。」と規定し、特許法施行規則第9条第1項（実施規23条1項、意施規19条1項及び商施規22条1項で準用）又は特例法施行規則第4条第1項において「～印鑑を変更したときは、～、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。」と規定することにより、手続をする者の届出に係る印と照合して、提出者本人の意思確認を行っている。~~

~~この提出書面は、手続（届出）に係る書面に限定されず、手続をする者が証明内容について意思確認の表示を行うことを証明の要件とする証明書（代理権を証明する書面、譲渡証書、代表者選定証、持分証明書、同意書等）を提出する場合も同一の根拠規定により届出に係る印による押印が要求される。~~

~~識別ラベルを使用できる範囲については、特例法施行規則第5条第1項において「～この省令～の様式で定めるところによりはり付けた場合～」と規定しているが、識別番号により管理できる手続においては、一律公平に取り扱う範囲内において識別ラベルによる意思表示を否定する必要がないものとする。（手続様式の規定のない手続であっても、「124.01」に規定する手続については、既に、識別ラベルの使用を認めている。）~~

~~したがって、手続をする者が自らの意思表示によって証明すべき証明書については、届出に係る印の押印に代えて、その者に対して特許庁長官が交付した識別ラベルを貼付して特許庁に提出された場合に、その意思確認ができる以上、当該証明書を否定する必要はない。~~

~~よつて、本文のとおり取り扱うこととする。~~

~~（改訂平成23・11）~~